

## 第7章

# 景観重要公共施設の 整備に関する事項

(法 第8条 第2項 第4号 ロ、ハ)

## 第1節 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

村上らしさを象徴する河川や海岸、道路など、本市には地域のシンボルになりえる公共施設が多数存在します。これらの公共施設は、景観に大きな影響を与えるものであり、整備においては周辺景観への配慮が求められます。

そのため、良好な景観形成を図る上で特に重要と考えられる以下の公共施設については、景観重要公共施設に位置づけるとともに、整備に関する方針や許可の基準について定めます。

なお、景観重要公共施設は、国や県等の施設管理者と適宜協議を進めながら、必要に応じて指定を拡大していくものとします。

### ■景観重要公共施設の選定基準

- ・村上らしい自然、歴史、文化、風土等の特色を示す公共施設の区間又は区域。
- ・市民や来訪者が頻繁に利用し、又は親しまれ、景観上特に重要となる公共施設の区間又は区域。
- ・その他、本市の景観形成に大きな影響を与えると判断できる公共施設の区間又は区域。

### 【景観重要公共施設について】

- 景観重要公共施設とは、良好な景観の形成にとって重要な公共施設<sup>\*</sup>の整備に関する事項等を定めることで、景観計画に即した施設整備や占用等を義務付けるとともに、関連法令における景観配慮のための特例規定を受けることができるものです。
- これにより、公共施設と周辺の景観づくりを一体的に行うことができます。
- 景観重要公共施設の指定を行う際には、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意を得ることが必要です。

### ■景観計画に定める事項

- ・整備に関する事項：当該施設の整備に際し、景観上配慮すべき事項について定めます。
- ・占用等の許可の基準：当該施設の景観上の特性を維持、増進するために定めます。

### ■公共施設管理者による要請制度

- ・公共施設管理者は、景観行政団体に対し「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができます。
- ・また、景観計画に定められた景観重要公共施設管理者は、景観行政団体に対し「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」の追加又は変更を要請することができます。

※対象となる公共施設は、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設、海岸保全区域等に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業に係る施設等です。

※他の法令等で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない事項等については、適用除外として検討します。

## 第2節 景観重要公共施設として位置付ける公共施設



## 第1項 景観重要道路

広域的な観点から、本市の良好な景観の形成を図る上で重要と考えられる以下のものについては、景観重要道路に位置付けます。

### 1 市道南線（村上駅前交差点から上町交差点）

#### 1) 公共施設の概要

市道南線は、村上城下町へのアクセス路であるとともに、シンボルである“お城山”を望むことができる道路です。

これらの道路では、お城山を見通せる眺望を確保するとともに、城下町にふさわしい落ち着きのある沿道景観の形成が望まれます。

#### 2) 良好な景観の形成のための整備方針

お城山の眺望景観を確保する上で特に重要となる道路として、整備を行う場合には、以下の事項に配慮することとする。

- ・村上城下町としての歴史的風情と風格が感じられるよう、周辺のまち並み景観やお城山をはじめとする周囲の山々への眺望景観に配慮する。
- ・道路の舗装を行う際には、沿道の建築物や周辺環境に調和する材料や色彩を使用するとともに、安全性や快適性に配慮する。
- ・街路灯、道路標識、柵等の道路付属物を設置する際には、周囲から突出するような意匠を避けるとともに、規模や設置位置等を工夫し、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着きのある色彩を使用するよう努める。  
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・潤いとやすらぎを感じられる景観の形成を図るため、沿道の緑化や電線類の地中化に努める。

#### 3) 良好な景観の形成のための許可基準

景観重要道路内において工作物等の占用の許可を行う場合には、以下の基準に配慮することとする。

- ・工作物を設置する場合には、周辺のまち並み景観やお城山をはじめとする周囲の山々への眺望景観に配慮し、アイストップとなる場所などの景観上重要となる場所には設置しない。
- ・工作物は周囲から突出するような意匠を避けるとともに、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着きのある色彩を使用するよう努める。  
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。



市道南線

## 2 市道瀬波 1 号線 (瀬波上町交差点から瀬波温泉丁字路)

### 1) 公共施設の概要

市道瀬波 1 号線は、瀬波海岸と並行して走る道路で、日本海と松林の続く海岸線を望むことができる道路です。日本海パークラインとして日本風景街道に登録されている道路で、地域の自然、歴史、文化、風景等をテーマにした美しい道路空間の形成を目指しています。

### 2) 良好な景観の形成のための整備方針

村上らしい海岸線を構成する道路として、整備を行う場合には、以下の事項に配慮することとする。

- ・村上らしい優れた海岸景観が維持されるよう、周辺の自然景観や眺望景観に配慮する。
- ・道路の舗装を行う際には、沿道の建築物や周辺環境に調和する材料や色彩を使用するとともに、安全性や快適性に配慮する。
- ・街路灯、道路標識、柵等の道路付属物を設置する際には、周囲から突出するような意匠を避けるとともに、規模や設置位置等を工夫し、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するよう努める。  
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・潤いとやすらぎを感じられる景観の形成を図るため、沿道の緑化や電線類の地中化に努める。

### 3) 良好な景観の形成のための許可基準

景観重要道路内において工作物等の占用の許可を行う場合には、以下の基準に配慮することとする。

- ・工作物を設置する場合には、周辺の自然景観との調和や眺望に配慮し、アイストップとなる場所などの景観上重要となる場所には設置しない。
- ・工作物は周囲から突出するような意匠を避けるとともに、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するよう努める。  
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。



市道瀬波1号線

## 第2項 景観重要都市公園

広域的な観点から、本市の良好な景観の形成を図る上で重要と考えられる以下のものについては、景観重要都市公園に位置付けます。

### 1 記念公園 [まいづる公園] (都市公園全域)

#### 1) 公共施設の概要

記念公園（まいづる公園）は、皇太子殿下・雅子妃殿下の御成婚を記念した公園であり、雅子妃殿下ゆかりの旧嵩岡家住宅のほか、3棟の武家屋敷が移築復元されています。お城山を南東に望む旧武家町地区の範囲であり、村上藩士の生活文化を展示する重要な歴史文化施設です。

#### 2) 良好な景観の形成のための整備方針

地域格格となる都市公園として、整備を行う場合には、以下の事項に配慮することとする。

- ・潤いとやすらぎが感じられる公園景観が形成されるよう、整備を行う際には、地形の起伏や周辺の自然景観・眺望景観等に配慮する。
- ・広場、休憩所、遊具等の公園施設を設置する際には、周辺環境に調和する自然素材の使用に努めるとともに、周囲から突出するような意匠は避け、安全性や快適性に配慮する。また、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するように努める。  
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・植樹や植栽など、緑豊かな公園景観の形成に努める。

#### 3) 良好な景観の形成のための許可基準

景観重要都市公園内において工作物等の占用の許可を行う場合には、以下の基準に配慮することとする。

- ・工作物を設置する場合には、周辺の自然景観との調和や眺望に配慮し、アイストップとなる場所などの景観上重要となる場所には設置しない。
- ・工作物は周囲から突出するような意匠を避けるとともに、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するように努める。  
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。





記念公園（まいづる公園）

## 2 お幕場森林公園（都市公園全域）

### 1) 公共施設の概要

お幕場森林公園は、白砂青松百選に選定された美しい赤松林を有し、旧村上藩時代に藩主の奥方や奥女中たちが、松林の中に幕を張り巡らせて一日の遊山を楽しんだと言われ、このような由来から「お幕場」の愛称がつけました。

砂丘の背後で栽培していた農作物を守るために植林された海岸林は、現在は森林公園として整備され、市民の憩いの場となっています。

### 2) 良好な景観の形成のための整備方針

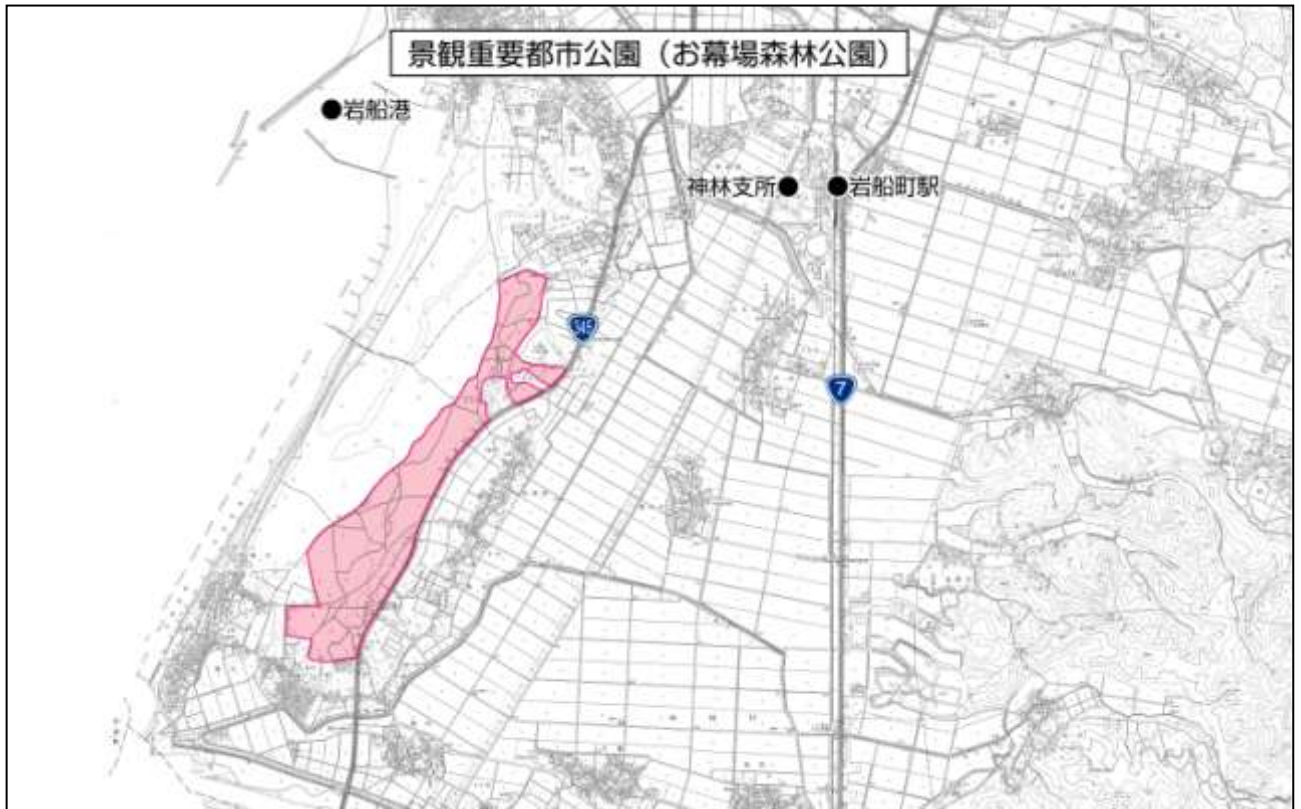
地域の格となる都市公園として、整備を行う場合には、以下の事項に配慮することとする。

- ・潤いとやすらぎが感じられる公園景観が形成されるよう、整備を行う際には、地形の起伏や周辺の自然景観・眺望景観等に配慮する。
- ・広場、休憩所、遊具等の公園施設を設置する際には、周辺環境に調和する自然素材の使用に努めるとともに、周囲から突出するような意匠は避け、安全性や快適性に配慮する。また、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するように努める。  
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。
- ・植樹や植栽など、緑豊かな公園景観の形成に努める。

### 3) 良好な景観の形成のための許可基準

景観重要都市公園内において工作物等の占用の許可を行う場合には、以下の基準に配慮することとする。

- ・工作物を設置する場合には、周辺の自然景観との調和や眺望に配慮し、アイストップとなる場所などの景観上重要となる場所には設置しない。
- ・工作物は周囲から突出するような意匠を避けるとともに、彩度 6.0 以上の色彩の使用は避け、茶系又は灰色系等の落ち着いたある色彩を使用するように努める。  
※ただし、法令で色彩が規定されている場合や、公益上・機能上やむを得ない場合は、この限りではない。



お幕場森林公園

